

国立大学法人東京農工大学学位規程の一部を改正する規程

国立大学法人東京農工大学学位規程（16教規程第22号）の一部を次のとおり改正する。

現 行	改 正 後
<p>国立大学法人東京農工大学学位規程</p> <p style="text-align: right;">平成16年4月1日 16教規程第22号</p> <p>第1条 - 第8条 省略</p> <p>（修士の学位論文の審査委員）</p> <p>第9条 修士の学位論文の審査委員は、当該専攻課程並びに関連する科目の研究指導を担当する<u>教授及び准教授</u>のうちから3人以上とする。</p> <p>2 審査委員には、必要に応じ、前項以外の教授、准教授及び講師を加えることができる。</p> <p>第10条 - 第26条 省略</p> <p>附 則 省略</p>	<p>第1条 - 第8条 省略（現行どおり）</p> <p>（修士の学位論文の審査委員）</p> <p>第9条 修士の学位論文の審査委員は、当該専攻課程並びに関連する科目の研究指導を担当する<u>教授、准教授及び講師</u>のうちから3人以上とする。</p> <p>2 審査委員には、必要に応じ、前項以外の教授、准教授及び講師を加えることができる。</p> <p>第10条 - 第26条 省略（現行どおり）</p> <p>附 則 省略（現行どおり）</p>

附 則（19教規程第19号）

この規程は、平成19年5月1日から施行する。